

# ○国立大学法人埼玉大学クロスアポイントメント制度 に関する規則

〔平成27年11月26日  
規則第29号〕

改正 令和4.3.17 3規則40

(趣旨)

**第1条** この規則は、国内外から優れた人材を確保し、国立大学法人埼玉大学(以下「本学」という。)における教育、研究及び産学連携活動を推進するため、他機関との協定書に基づき、本学の教員が、教員の身分を保有したまま当該他機関の職員等として雇用され、本学及び当該他機関の業務を行う(ただし、兼業によるものを除く。)又は他機関の職員等が、当該他機関の身分を保有したまま本学の教員として雇用され、当該他機関及び本学の業務を行うクロスアポイントメント制度(以下「本制度」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 国立大学法人埼玉大学教職員就業規則の適用を受ける教員及び国立大学法人埼玉大学特定有期雇用教職員就業規則の適用を受ける特定プロジェクト教員をいう。
- (2) 部局 教育学部、人文社会科学部、理工学研究科、教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。

(協定書の締結等)

**第3条** 本制度を適用しようとする部局の長は、事前に学長の承認を得なければならない。

2 学長は、本制度を適用する場合には、これを適用する他機関の長と協定書を締結する。

3 学長は、前項の協定書の締結に当たっては、その内容について本制度を適用しようとする教員又は他機関の職員等(以下「教員等」という。)の同意を事前に文書で得なければならない。

(労働時間等の取扱い)

**第4条** 本制度を適用する教員等の労働時間、休日及び休暇等の取扱いについては、国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則の規定にかかわらず、本学と他機関との協議により決定する。

2 本制度を適用する教員等の給与の取扱いについては、国立大学法人埼玉大学教

職員給与規則及び国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則の規定にかかわらず、本学と他機関との協議により決定する。

3 前2項に定めるもののほか、本制度を適用する教員等の勤務に関し必要な事項は、本学と他機関との協議により決定する。

(雑則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

**附 則** (令和4.3.17 3規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。